

別表第1（第7、第18関係）

講習の実施基準

1 基礎講習

	患者等搬送乗務員基礎講習	患者等搬送乗務員基礎講習 (車椅子専用)		
実施者	消 防 長			
受講回数	乗務員になる際、1回以上			
講習内容	項目	時間	項目	時間
	1 総論	1	1 総論	1
	2 観察要領及び応急措置	13	2 観察要領及び応急措置	9
	3 体位管理要領	2	3 体位管理要領	1
	4 消防機関との連携要領	2	4 消防機関との連携要領	2
	5 車両資器材の消毒及び感染防止要領	2	5 車両資器材の消毒及び感染防止要領	1
	6 搬送法	2	6 搬送法	1
	7 修了考査	2	7 修了考査	1
講習時間	24 時間		16 時間	
講 師	<p>講師は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救急隊長として3年以上の実務経験を有する者で、消防長が適任と認める者 2 指導救命士、消防大学校の救急科修了者で、消防長が適任と認める者 3 消防学校の救急科課程の教官として2年以上の経験を有する者で、消防長が適任と認める者 			
修了考査 実施基準	<p>修了考査は、次の内容とし、80点以上を以って合格とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実技（観察要領と応急措置） 60点 2 筆記（消防機関との連携要領） 20点 （車両資器材の消毒及び感染防止要領） 20点 			
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 課目の1時間は、45分とする。 2 消防長は、必要と認める場合は、講習内容及び講習時間等を変更することができる。 			

2 定期講習（再講習）

	患者等搬送乗務員定期講習	
実施者	消防長	
受講回数	2年に1回以上	
講習内容	項 目	時 間
	1 観察要領及び応急処置	2
	2 修了考査	1
講習時間	3時間	
講 師	<p>講師は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救急隊長として3年以上の実務経験を有する者で、消防長が適任と認める者 2 指導救命士、消防大学校の救急科修了者で、消防長が適任と認める者 3 消防学校の救急科課程の教官として2年以上の経験を有する者で、消防長が適任と認める者 	
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 課目の1時間は、45分とする。 2 消防長は、必要と認める場合は、講習内容及び講習時間等を変更することができる。 	

別表第2（第12関係）

患者等搬送用自動車の表示方法

- 1 文字は、ペンキ、テープ等による横書き表記とし、自動車の両側面及び後面に行うこと。
- 2 「患者等搬送車」の文字の大きさは、縦横50mm以上とする。ただし、国土交通省等で定める患者等輸送車における表示がある場合は、この限りでない。
- 3 患者等搬送用自動車認定マークは、自動車後面のガラス部分又は車体部分の見やすい位置かつ運転者の視野を妨げない位置に貼り付けるものとする。



別表第3（第13関係）

積載資器材

分 類	品 名
呼吸管理用資器材	バックマスク ※1 ポケットマスク
創傷等保護用資器材	三角巾 包帯 ガーゼ ばんそうこう タオル
保温・搬送用資器材	担架 まくら ※1 敷物 ※1 保温用毛布
消毒用資器材	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ ピンセット ※1 手袋 マスク 膿盆汚物入れ 体温計 自動体外式除細動器（AED） ※2

- 1 患者等搬送用自動車（車椅子専用）の場合、※1に示す資器材の積載は、任意とする。
- 2 ※2については、全ての搬送車において任意とするが、積載するよう指導する。

別表第4（第14関係）

消毒の実施要領

1 定期消毒

区 分	実 施 内 容
資 器 材	1 流水による洗浄 2 消毒、殺菌
車 内	1 流水による洗浄 2 消毒剤による清拭
備 考	1 車内で、水洗いを避けなければならない場合は、清拭と消毒用薬剤噴霧による殺菌消毒を行う。 2 実施時には、ディスポーザルのビニール手袋等を装着すること。

2 使用後の消毒

区 分	実 施 内 容	
	血液、嘔吐等による汚染を受けた場合	左記以外の汚染の場合
乗 務 員	1 手指の消毒は、前腕部を含めて流水により行い、血液や汚物等の付着がある場合は、特に入念に洗浄した後、消毒用薬剤を行うものとする。 2 口腔内の消毒は、手指を洗浄した後、うがい薬等により行うこと。	
資 器 材	1 流水による洗浄 2 消毒剤による清拭 3 消毒、殺菌	1 流水による洗浄 2 消毒、殺菌
車 内	1 流水による洗浄 2 消毒剤による清拭、噴霧消毒	1 流水による洗浄 2 消毒剤による清拭
備 考	1 車内で、水洗いを避けなければならない場合は、清拭と消毒用薬剤噴霧による殺菌消毒を行う。 2 実施時には、使い捨てのビニール手袋等を装着すること。	

別表第 5（第 20 関係）

基礎講習等の事務手続要領

1 基礎講習等及び修了証の交付

事務処理手順	処理要領
講習の通知	消防長は、実施日時、場所等の必要事項を管内の患者等搬送事業者に通知する。
受講の申請	受講申請は、講習受講申請書（様式第 27 号）により、消防長宛提出する。
受講票の交付	消防長は、講習受講申請書を受理したときは、講習受講票を申請者に交付する。
講習受講（修了）者の整理	消防長は、講習受講申請書に基づき、基礎・定期講習受講（修了）者名簿（様式第 28 号）を整理する。
基礎講習等修了証及び適任証の交付	(1) 消防長は、基礎講習等終了後、基礎・定期講習受講（修了）者名簿を整理し、患者等搬送乗務員基礎講習修了書（様式第 29 号）、患者等搬送乗務員基礎講習（車椅子専用）修了証（様式第 30 号）（以下「修了証等」という。）を受講者に交付する。 (2) 消防長は、適任証等を基礎講習等修了者に交付する。
乗務員の整理	消防長は、乗務員管理簿により管理し、整理保存する。

2 患者等搬送乗務員再講習

事務処理手順	処理要領
講習の通知	消防長は、実施日時、場所等の必要事項を管内の患者等搬送事業者に通知する。
受講の申請	受講申請は、講習受講申請書により消防長宛提出する。
受講票の交付	消防長は、講習受講申請書を受理したときは、講習受講票を申請者に交付する。
講習受講（修了）者の整理	消防長は、講習受講申請書に基づき、基礎・定期講習受講（修了）者名簿に記載し整理する。
講習修了の記録	消防長は、患者等搬送乗務員定期講習を修了した後、適任証等の再講習受講欄に、講習を修了した旨を記載する。
乗務員の整理	消防長は、乗務員管理簿により管理し、整理保存する。

3 特例認定者への適任証の交付

事務処理手順	処理要領
特例認定の申請	特例認定者としての適任証等の交付を受けようとする者は、特例認定者申請書（様式第 31 号）により、消防長宛提出する。
患者等搬送乗務員適任証の交付	消防長は、申請書及び資格を証明するものにより内容を審査し特例認定者と認めるときは、認定証等を申請者に交付する。
乗務員の整理	消防長は、乗務員管理簿により管理し、整理保存する。

4 修了証等の再交付

事務処理手順	処理要領
再交付の事由	修了証等の交付を受けている者が、その修了証等を亡失、破損等をした場合において、再交付の申し出があったとき。
再交付の申請	再交付申請は、修了証再交付申請書（様式第32号）により、消防長宛提出する。
修了証の作成	消防長は、修了証再交付申請書を乗務員管理簿により照合し、支障ないと認めたときは、修了証等を作成するとともに、乗務員管理簿を整理する。
修了証の交付	消防長は、修了証等を申請者に交付する。

5 適任証等の再交付

事務処理手順	処理要領
再交付の事由	適任証等の交付を受けている者が、その適任証等を亡失、破損等をした場合において、再交付の申し出があったとき。
再交付の申請	再交付申請は、適任証再交付申請書（様式第33号）により、消防長宛提出する。
適任証の作成	消防長は、適任証再交付申請書を乗務員管理簿により照合し、支障のないと認めたときは、適任証等を作成するとともに、乗務員管理簿を整理する。
適任証の交付	消防長は、適任証等を申請者に交付する。